

品川区子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 25 年 7 月 31 日区長決定 要綱第 125 号

改正 令和 8 年 6 月 18 日区長決定 要綱第 160 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公開の原則)

第 2 条 会議は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合には、非公開とすることができる。

(傍聴人)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（第 1 号様式）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券は、会議当日先着順に一人につき一枚交付する。

3 傍聴券の交付を受けたものは、傍聴券に住所および氏名を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けたものは、会議を開催する会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 4 条 傍聴人の定員は、10 人とする。ただし、会議の運営上、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

(傍聴できない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を開催する会議室に入ることができない。

(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき、ヘルメットその他の会議室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められるものを携帯し、または着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、かつ、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議の審議における言動に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

- (2) 騒ぎ立てないこと。
 - (3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。
 - (4) みだりに席を離れないこと。
 - (5) その他会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議において撮影、録音等を行ってはならない。

(違反者に対する処置)

第8条 傍聴人が前2条に規定する事項に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議録)

第9条 会議の会議録は、その要旨を作成し、区ホームページに掲載し公開する。ただし、発言者の氏名は公開しない。

(資料)

第10条 会議において配付した資料については、区ホームページに掲載し公開する。

(専門部会)

第11条 特別の事項を調査または審議させるため必要があるときは、会議の承認により会議に専門部会（以下、「部会」という。）を置くことができる。

2 部会を構成する委員の数は10人以内とし、次に掲げる者のうちから会長が会議に諮り指名する。

- (1) 会議の委員
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども施策に関する事業に従事する者
- (4) その他、会長が必要と認める者

3 部会の委員は、会議により付議された事項が部会において調査または審議されている間在任する。

4 部会には部会長を置き、会議の会長が兼任し、又はこれを別に指名する。

5 部会は、部会長がこれを招集する。

6 部会の会議は、原則非公開とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が決定する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

品川区子ども・子育て会議 傍聴券

年月日

会 場

氏 名

住 所

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴するときは静粛し、かつ、次の事項を守らなければならない。

- （1） 会議の審議における言動に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- （2） 騒ぎ立てないこと。
- （3） 飲食、喫煙、または談笑しないこと。
- （4） みだりに席を離れないこと。
- （5） その他会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、会議において撮影、録音等を行ってはならない。

※ この券は当日限り有効です。

※ 傍聴券は退室（傍聴終了時）される際に回収いたします。